

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

令和2年9月
府省等名 ウ 最高裁判所

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1) 令和2年度取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(令和元年度実績等)
公共工事のうちWTO政府調達協定等対象等以外の一部工事	総合評価落札方式を実施する工事の一部において導入	約0億円

(2) 令和3年度以降取組(令和2年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

① 令和3年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和元年度実績等)
公共工事のうちWTO政府調達協定等対象となるもの	建設業においては、ワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、令和3年度以降の導入を予定	約22.3億円
上記以外の工事	建設業においては、ワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、令和3年度以降の導入を予定	約93.2億円
工事関係の設計・監理業務	建設業においては、ワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、令和3年度以降の導入を予定	約2.1億円

② 令和4年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和元年度実績等)
公共工事のうちWTO政府調達協定等対象工事	建設業においては、ワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、令和4年度以降の導入を予定	約22.3億円
上記以外の工事	建設業においては、ワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、令和4年度以降の導入を予定	約93.2億円
工事関係の設計・監理業務	建設業においては、ワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、令和4年度以降の導入を予定	約2.1億円

(参 考) 指針対象想定事業規模見込(令和元年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
【府省等名/法人名】における公共調達総額	371.9	1,992
指針対象想定事業規模	11.2	37
総合評価落札方式による事業	10.6	21
随意契約のうち企画競争等による事業	0.6	16

※指針対象想定事業規模見込については、令和元年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業(令和元年度実績)	約0.31億円
--	---------